

令和7年度

(2025年度)

士別市  
監査結果報告書

定期監査

財政援助団体等監査

士別市監査委員



士 監 第 9 号

令和8(2026)年3月6日

士 別 市 長	渡 辺 英 次 様
士別市議会議長	山 居 忠 彰 様
士別市教育委員会教育長	泉 山 浩 幸 様
士別市病院事業管理者	岩 野 博 俊 様
士別市農業委員会会長	上 野 浩 二 様
士別市選挙管理委員会委員長	神 田 英 一 様

士別市監査委員 浅 利 知 充

士別市監査委員 十 河 剛 志

#### 監査結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。



# 目 次

## 《 定期監査 》

### I 契約事務

1 監査の対象 .....	1
2 監査の着眼点 .....	1
3 監査手順・実施手続 .....	1
4 監査の期間 .....	1
5 監査結果の概要 .....	1
(1) 試査対象契約一覧 .....	2
(2) 契約事務に関する意見 .....	4

### II 補助金交付事務

1 監査の対象 .....	5
2 監査の着眼点 .....	5
3 監査手順・実施手続 .....	5
4 監査の期間 .....	5
5 監査結果の概要 .....	5
(1) 試査対象補助金一覧 .....	6
(2) 補助金交付事務に関する意見 .....	6

### III 重要物品の管理事務

1 監査の対象 .....	7
2 監査の着眼点 .....	7
3 監査手順・実施手続 .....	7
4 監査の期間 .....	7
5 監査結果の概要 .....	7
(1) 保有状況について .....	7
(2) 管理及び活用状況について .....	7

## 《 財政援助団体等監査 》

### I 財政援助団体監査

1 監査の対象 .....	10
2 監査の着眼点 .....	10
3 監査手順・実施手続 .....	11
4 監査の期間 .....	11
5 監査結果の概要 .....	11
(1) 社会福祉法人 士別市社会福祉協議会 .....	12
(2) 士別市総合型地域スポーツクラブ運営委員会 .....	13

### II 公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象 .....	14
2 監査の着眼点 .....	14
3 監査手順・実施手続 .....	15
4 監査の期間 .....	15
5 監査結果の概要 .....	15

(1) 公の施設の事業・決算等の概要 .....	16
(2) 公の施設の指定管理者監査に関する意見 .....	18

### Ⅲ 出資団体監査

1 監査の対象 .....	19
2 監査の着眼点 .....	19
3 監査手順・実施手続 .....	19
4 監査の期間 .....	20
5 監査結果の概要 .....	20
(1) 出資団体の概要 .....	20
(2) 事業実績及び決算状況 .....	20
(3) 出資団体監査に関する意見 .....	24

# 《 定期監査 》

## I 契約事務

### 1 監査の対象

(1) 対象部署

全部署

(2) 対象事務

令和6年10月1日から令和7年9月30日までに契約を締結したすべてのもの。

### 2 監査の着眼点

契約事務は法令等に基づき適正に行われているか。

### 3 監査手順・実施手続

士別市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に基づき、全部署に「契約事務に関する調書」等の提出を求め、関係書類、規定等との照合・審査等を試査により実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

### 4 監査の期間

令和7年5月19日から令和8年1月30日まで

### 5 監査結果の概要

今年度は、全部署を対象として契約事務の監査を実施しましたが、その結果については次ページ以降に記載のとおりです。

監査対象とした事務全般については、おおむね適正に処理されていると認められました。

事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度所管部署に対し指摘を行いましたので記述を省略します。

(1) 試査対象契約一覧

各種契約事務 1,241 件のうち、次の契約 25 件を抽出して監査を実施しました。

No.	部 局	課	契約の名称	契約方法	見積書・入札書 徴取数	契約期間	契約金額 (税込・円)
1	総務部	総務課	個別フォルダ購入	随意契約 第2号	1	自 7.2.10 至 7.3.31	総額 1,430,000円
2	総務部	企画課	令和7年度 士別市地域おこし協力隊定住・育成支援業務	随意契約 第2号	1	自 7.6.13 至 8.3.31	総額 1,203,400円
3	総務部	企画課	士別市地域おこし協力隊 定住・育成支援専門業務	随意契約 第2号	1	自 7.6.13 至 8.3.31	総額 660,000円
4	市民部	税務課	市・道民税・森林環境税 特別徴収税額通知書の購入	随意契約 第2号	1	自 7.2.5 至 7.3.31	総額 234,300円
5	市民部	温根別出張所	令和6年度 温根別河川附帯工事	随意契約 第6号	1	自 7.1.15 至 7.3.10	総額 517,000円
6	市民部	朝日支所地域生活課	もみじ団地空家住宅前通路除雪業務	随意契約 第6号	1	自 6.11.18 至 7.3.31	単価 (税抜) 680円
7	市民部	多寄出張所	多寄農村広場環境整備業務	随意契約 第2号	1	自 7.4.15 至 7.10.31	総額 1,375,000円
8	健康福祉部	こども・子育て応援課	令和7年度 士別市放課後等デイサービス事業タクシー 運行業務	随意契約 第2号	1	自 7.4.1 至 8.3.31	単価 ※1 条件毎で設定
9	健康福祉部	高齢者福祉課	令和7年度 福祉パトロール事業	随意契約 第2号	1	自 7.4.1 至 8.3.31	総額 (税抜) 1,237,500円 ※2 非課税
10	健康福祉部	高齢者福祉課	士別市権利擁護支援業務	随意契約 第2号	1	自 7.4.1 至 8.3.31	総額 8,067,481円
11	経済部	農業振興課	士別市農畜産物加工体験交流工房蒸気ボイラー保守点 検整備	随意契約 第1号	3	自 6.10.28 至 6.11.1	総額 246,400円
12	経済部	畜産林務課	令和6年度 ヒグマ注意看板購入	随意契約 第1号	2	自 7.2.25 至 7.3.31	総額 742,500円
13	経済部	商工労働観光課	士別市観光PRキャラクター(さほっち)着ぐるみ購入	随意契約 第6号	1	自 6.12.20 至 7.2.28	総額 935,000円
14	建設環境部	都市環境課	香花橋長寿命化工事	随意契約 第1号	2	自 6.10.18 至 6.11.29	総額 1,023,000円
15	建設環境部	環境センター	粗破砕機駆動軸緊急修繕	随意契約 第2号	1	自 6.10.11 至 6.10.17	総額 2,992,000円
16	建設環境部	建築課	東山団地C-4棟 雁木屋根破損箇所修繕工事	随意契約 第1号	2	自 7.6.20 至 7.8.22	総額 1,980,000円
17	建設環境部	施設維持センター	開拓記念公園等維持管理業務	随意契約 第3号	1	自 7.4.1 至 8.3.31	総額 1,064,036円
18	教育委員会生涯学習部	学校教育課	士別小学校暖房機取替修理	随意契約 第1号	3	自 7.2.17 至 7.3.17	総額 454,300円
19	教育委員会生涯学習部	生涯学習情報センター	士別市生涯学習情報センター冷暖房エアコン及び空調換 気扇清掃業務	随意契約 第1号	3	自 7.8.20 至 7.12.26	総額 627,000円
20	教育委員会生涯学習部	地域文化課	朝日郷土資料室管理運營業務	随意契約 第2号	1	自 7.4.1 至 8.3.31	総額 894,355円
21	教育委員会生涯学習部	合宿の里・スポーツ推進課	士別市ふどう公園陸上競技場補修	随意契約 第2号	1	自 7.5.2 至 7.5.29	総額 566,500円
22	農業委員会事務局		農地台帳管理システム機器更新	随意契約 第2号	1	自 7.7.28 至 8.3.31	総額 440,000円
23	市立病院経営管理部	総務課	看護師派遣業務	随意契約 第5号	1	自 7.4.1 至 8.3.8	単価 ※3 条件毎で設定
24	市立病院経営管理部	総務課	滞納分医療費回収業務委託	随意契約 第2号	1	自 7.4.1 至 8.3.31	債権回収金額の30%
25	市立病院経営管理部	医事課	経営強化に向けたコンサルティング業務	随意契約 第6号	1	自 7.4.1 至 7.11.30	総額 1,650,000円

※1 条件は次の①～③のとおり。これらの組み合わせで単価が決定。

①利用区間 ②車種(普通、大型、特定大型) ③期間(夏期、冬期、通年)

※2 社会福祉事業のため、消費税非課税。

※3 時給単価の詳細は次の①～⑤のとおり。

①日勤業務、夜勤業務 ②時間外割増(法定労働時間) ③時間外割増(法定時間外労働) ④深夜割増  
⑤年末年始割増

(注) 随意契約の該当根拠は、地方自治法(以下「法」という。)第234条第2項の規定により随意契約にすることができる場合として、施行令第167条の2第1項に規定する次の各号があります。

第1号：士別市契約事務に関する規則(平成17年士別市規則第41号)第19条で定める額を超えないものをするとき

第2号：性質または目的が競争入札に適さないものをするとき

第3号：シルバー人材センターや障害者支援施設等から役務の提供等を受けるとき

第4号：新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者が生産する物品を買い入れるとき

第5号：緊急の必要により競争入札にすることができないとき

第6号：競争入札にすることが不利と認められるとき

第7号：時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき

第8号：競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

第9号：落札者が契約を締結しないとき

〔参考1〕 部署別・契約種類別・契約方法の状況

部 局	委 託					修 繕					工事請負				
	入札		随意契約	随契なし	小計	入札		随意契約	随契なし	小計	入札		随意契約	随契なし	小計
	一般	指名				一般	指名				一般	指名			
総 務 部	0	3	66	0	69	0	0	6	0	6	0	0	0	0	
市 民 部	0	3	64	1	68	0	0	50	0	50	0	0	6	0	
健 康 福 祉 部	0	0	167	0	167	0	0	13	0	13	0	1	2	0	
経 済 部	0	1	26	0	27	0	0	5	0	5	1	1	2	0	
建 設 環 境 部	0	10	97	12	119	0	1	104	0	105	3	29	40	0	
教育委員会生涯学習部	0	5	106	0	111	0	0	34	0	34	4	3	4	0	
議 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
選挙管理委員会事務局	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
会 計 管 理 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市立病院経営管理部	0	6	78	0	84	0	0	20	0	20	0	1	2	0	
合 計	0	28	607	13	648	0	1	232	0	233	8	35	56	0	

(つづき)

賃 貸 借					売 買					そ の 他					計				
入札		随意契約	随契なし	小計	入札		随意契約	随契なし	小計	入札		随意契約	随契なし	小計	入札		随意契約	随契なし	計
一般	指名				一般	指名				一般	指名				一般	指名			
0	0	2	1	3	1	0	11	0	12	0	0	6	0	6	1	3	91	1	96
0	0	3	1	4	0	0	13	0	13	0	0	12	1	13	0	3	148	3	154
0	0	3	0	3	1	2	6	0	9	0	0	4	2	6	1	3	195	2	201
0	0	2	4	6	0	0	5	0	5	0	0	1	11	12	1	2	41	15	59
0	0	4	0	4	0	12	24	0	36	0	0	15	0	15	3	52	284	12	351
0	1	8	4	13	3	3	20	0	26	0	0	7	0	7	7	12	179	4	202
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	0	2	1	0	3
0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7
0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	2	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	16	0	17	0	1	29	0	30	1	0	1	10	12	1	9	146	10	166
0	2	38	10	50	5	18	113	0	136	1	2	48	24	75	14	86	1,094	47	1,241

〔参考2〕 随意契約の該当根拠別状況

区分	委託	修繕	工事請負	賃貸借	売買	その他	計
第1号	105	148	45	7	74	17	396
第2号	413	53	1	29	33	28	557
第3号	43	0	0	0	0	1	44
第4号	1	0	0	0	0	0	1
第5号	10	28	5	1	2	1	47
第6号	32	3	5	1	4	1	46
第7号	3	0	0	0	0	0	3
第8号	0	0	0	0	0	0	0
第9号	0	0	0	0	0	0	0
計	607	232	56	38	113	48	1,094

## (2) 契約事務に関する意見

監査対象期間（令和6年10月1日から令和7年9月30日）における全契約件数は1,241件であり、このうち25件を抽出して監査しました。

事務手続きについては、今回の監査範囲においておおむね適正に処理されていました。今後も引き続き、適正な事務の執行に努められることを求めます。

次に、契約締結の方法については、全契約件数1,241件のうち88.2%にあたる1,094件が随意契約によるものであり、そのうち699件（63.9%）が一者随意契約によって行われています。

地方自治法及び地方自治法施行令では、契約は一般競争入札によることが原則であると規定されていますが、施行令第167条の2第1項で定める各号のいずれかに該当する場合に限り随意契約が認められ、本市においては「士別市契約事務及び随意契約ガイドライン」に沿って運用されているものと考えます。

随意契約は、競争入札に比べて事務手続きが簡略で効率的であることに加えて、経験、技術、信用等を踏まえて事業者を選定できるため、所期の目的を達成しやすい側面を有していますが、一方で、運用を誤ると公平性を欠き、特定の事業者に偏りが生ずるおそれもあります。また、選定方法によっては価格の高止まりや不適正な価格での契約を招くなど、公正な取引の確保を損なう結果になりかねません。

特に、一者随意契約をする場合においては、従来の実績や専門性等を理由として、経費の比較を行わずに契約を継続するのではなく、ほかの受託可能な業者の把握に努めるなどの検討・改善を進めたうえで、その者でなければ業務を実施できない明確な理由を示すべきと考えます。

また、近年の物価高騰は、資材費、労務費等の上昇を通じて契約金額に影響を及ぼしており、従前と同規模、同種の契約であっても金額が増加する傾向が見受けられます。こうした状況を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定する少額随意契約の基準改定がなされ、本市においてもこれに準じて士別市契約事務に関する規則が改正されました。これにより、契約手続の簡素化による事務負担の軽減や、契約締結までの期間が短縮するといった効果が期待されますが、その一方で、基準額の引き上げに伴い、競争性の低下や入札機会の減少により特定事業者との随意契約が常態化するなど、透明性及び公平性の低下を招くおそれもあります。このことから、随意契約の締結にあたっては、価格の妥当性及び契約方式選択の合理性について、これまで以上に丁寧かつ慎重な検証が行われることを求めます。

今後においても、関係例規及び契約書の遵守を徹底するとともに、「士別市契約事務及び随意契約ガイドライン」に基づき、適正な契約事務が継続して行われることを望みます。

## Ⅱ 補助金交付事務

### 1 監査の対象

(1) 対象部署

全部署

(2) 対象事務

令和6年10月1日から令和7年9月30日までに交付決定したすべてのもの。

### 2 監査の着眼点

補助金の交付事務は法令等に基づき適正に行われているか。

### 3 監査手順・実施手続

士別市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に基づき、全部署に「補助金交付事務に関する調書」等の提出を求め、関係書類、規定等との照合・審査等を試査により実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

### 4 監査の期間

令和7年5月19日から令和8年1月30日まで

### 5 監査結果の概要

今年度は、全部署を対象として補助金交付事務の監査を実施しましたが、その結果については次ページ以降に記載のとおりです。

監査対象とした事務全般については、おおむね適正に処理されていると認められました。

事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度所管部署に対し指摘を行いましたので記述を省略します。

(1) 試査対象補助金一覧

補助金交付事務517件のうち、次の15件を抽出して監査を実施しました。

No.	部局	課	補助区分	補助事業名	交付金額
1	総務部	企画課	事業	令和6年度さっぽろ市士別ふるさと会交流事業	143,690円
2	総務部	企画課	事業	羊のまち・しべつ ふるさとワーキングホリデー参加者受入事業	325,000円
3	総務部	企画課	事業	令和7年度士別市「まちの地域力」推進事業	170,000円
4	市民部	くらし安全課	事業	士別市自治会連合会活動補助金	3,700,000円
5	市民部	くらし安全課	事業	士別市防犯協会活動事業補助金	500,000円
6	健康福祉部	地域福祉課	事業	令和6年度士別市障がい者団体等市外活動等交通費助成事業	70,000円
7	健康福祉部	高齢者福祉課	事業	敬老事業(武徳自治会)	85,500円
8	健康福祉部	高齢者福祉課	事業	士別市介護従事者確保緊急支援リスタート支援事業補助金(指令番号109)	200,000円
9	健康福祉部	高齢者福祉課	事業	士別市介護従事者確保緊急支援リスタート支援事業補助金(指令番号220)	200,000円
10	経済部	畜産林務課	事業	優良種めん羊導入事業	150,000円
11	経済部	商工労働観光課	事業	サフォークランド士別プロジェクト主催イベント事業	1,500,000円
12	教育委員会 生涯学習部	学校教育課	事業	令和6年度士別市高等学校バス通学補助事業	補助対象者の通学経路毎に交付(※)
13	教育委員会 生涯学習部	中央公民館	運営	令和7年度士別市子ども会育成連絡協議会運営事業	700,000円
14	教育委員会 生涯学習部	合宿の里・スポーツ推進課	事業	令和7年度士別スポーツウィーク事業	1,464,000円
15	教育委員会 生涯学習部	合宿の里・スポーツ推進課	事業	士別市文化・スポーツ大会等参加奨励費交付(絵本の里けんぶちジュニアチアリーディングクラブ)	105,000円

※交付金額の算出については、士別市高等学校バス通学費補助要綱第4条に基づき算出。

(2) 補助金交付事務に関する意見

監査対象期間(令和6年10月1日から令和7年9月30日)における補助金交付件数は517件、補助金総額は約2億6,300万円となっています。このうち運営補助は11件で約4,200万円、事業補助は506件で約2億2,100万円が交付決定となっています。

これらの補助事業のうち、運営補助1件及び事業補助14件を抽出して監査を実施し、それぞれ「士別市補助金交付規則」及び「士別市補助金交付規則取扱要領」、並びに独自の交付要綱に基づき交付されていることを確認しました。

また、事務手続きについては、今回の監査範囲においておおむね適正に処理されていました。今後も引き続き、適正な事務の執行に努められることを求めます。

補助金は、公益上必要があると認められた場合に交付される金銭的給付ではありますが、その性質上、交付の根拠や成果が不明確になりやすく、また、長年にわたって継続されている補助金については既得権益化のおそれがあるなどの問題を抱えています。

補助金の交付にあたっては、補助事業の必要性、公平性及び効果を十分に検証し、その目的や事業内容に沿った適正な交付に努めることにより、市民福祉の増進に寄与されることを望みます。

## Ⅲ 重要物品の管理事務

### 1 監査の対象

令和7年4月1日から令和7年9月30日までに取得及び廃棄、管理換について物品出納員に通知があった重要物品（50万円以上の物品）54点を監査しました。

### 2 監査の着眼点

- (1) 重要物品の管理は、規程等に基づき適正に行われているか。
- (2) 重要物品は、取得目的に沿って活用がされているか。

### 3 監査手順・実施手続

士別市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に基づき、全部署に「重要物品管理状況に関する調書」の提出を求め、関係する台帳との照合・審査を試査により実施し、関係職員の説明を求めるとともに必要に応じて現地調査を実施しました。

### 4 監査の期間

令和7年5月19日から令和8年1月30日まで

### 5 監査結果の概要

重要物品の管理事務について、備品台帳をもとに監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

#### (1) 保有状況について

令和7年度（4月1日から9月30日まで）に取得した物品等を対象に調査を行った結果は、〔表1〕（8ページ）のとおりです。

#### (2) 管理及び活用状況について

重要物品の管理状況については、管理者のもとにおおむね適正に管理されており、活用状況についても、物品の取得目的に沿って適正に活用されていました。

〔表1〕令和7年度（4月1日から9月30日まで）取得等の部局別移動状況

(単位：件)

部 局		重要物品移動状況 (令和7年4月1日～令和7年9月30日)				移動増減
		取 得	廃 棄	管理換増	管理換減	
一 般 ・ 特 別 会 計	総 務 部	0	5	0	0	△ 5
	市 民 部	2	4	0	16	△ 18
	健 康 福 祉 部	2	5	16	0	13
	経 済 部	4	4	0	0	0
	建 設 環 境 部	0	0	0	0	0
	教育委員会生涯学習部	4	4	0	0	0
	議 会 事 務 局	0	0	0	0	0
	選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0
	農 業 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0	0
	会 計 管 理 局	0	0	0	0	0
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	0	0	0	0	0
	下 水 道 事 業 会 計	0	0	0	0	0
	病 院 事 業 会 計	4	0	0	0	4
計		16	22	16	16	△ 6

(注) 取得物品の調査につきましては、写真での確認としています。

[参考] 令和7年度取得等移動物品名 (取得、廃棄、管理換があった部局のみ掲載)

部 局	取 得	廃 棄	管 理 換 増	管 理 換 減
総 務 部		ダイハツ ムーヴ(2台) トヨタ プリウスL トヨタ プリウスS(2台)		
市 民 部	戸籍情報システム 急速冷結庫	急速冷凍庫 舞台幕一式 軽四トラック トヨタ カルディナ		【地域福祉課へ】 一般撮影システム 患者監視モニター 超音波診断装置 生化学自動分析装置 オート無散瞳眼底カメラ 電子リニア探触子 X線画像読取装置 半導体レーザー治療器 自動血球計数装置(2台) 内視鏡システム 血圧脈波検査装置 解析付心電計 X線等画像診断システム 低周波治療器 検査データ管理システム
健康福祉部	WINCARE地域包括システム 心電計	電子内視鏡システム 軟性内視鏡洗浄装置 除雪機 ダイハツ ムーヴ トヨタ ハイエース	【朝日支所地域生活課から】 一般撮影システム 患者監視モニター 超音波診断装置 生化学自動分析装置 オート無散瞳眼底カメラ 電子リニア探触子 X線画像読取装置 半導体レーザー治療器 自動血球計数装置(2台) 内視鏡システム 血圧脈波検査装置 解析付心電計 X線等画像診断システム 低周波治療器 検査データ管理システム	
経 済 部	冷凍冷蔵庫(2台) 製氷機 テーブル型冷蔵庫	フロントローダー マルチデスクモーター ジャイロレーキ 乗用芝刈機		
教育委員会 生涯学習部	包丁まな板殺菌庫(2台) スチームコンベクションオープン ルームエアコン	スチームコンベクションオープン 舞台幕(2枚) 放送機器一式		

企 業 会 計	取 得	廃 棄	管 理 換 増	管 理 換 減
病 院 事 業 会 計	軟膏調剤・製剤機 製氷機 内視鏡用超音波観測装置 全身画像診断・放射線治療用患者体位固定具			

# 《 財政援助団体等監査 》

## I 財政援助団体監査

### 1 監査の対象

令和6年度に補助金交付規則等に基づき財政援助を行った団体のうち、次の団体を抽出し監査を実施しました。

財政援助団体の名称	補助事業等の名称	所管部署
社会福祉法人 士別市社会福祉協議会	令和6年度 福祉ボランティア育成事業	健康福祉部 地域福祉課
士別市総合型 地域スポーツクラブ運営委員会	令和6年度士別市総合型 地域スポーツクラブ運営事業	教育委員会生涯学習部 合宿の里・スポーツ推進課

### 2 監査の着眼点

#### (1) 所管部局関係

- ① 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- ② 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- ③ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- ④ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ⑤ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ⑥ 補助金等の額の算定、交付の方法、時期、手続き等は適正か。
- ⑦ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。また補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- ⑧ 精算報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど十分に確認がなされているか。
- ⑨ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ⑩ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- ⑪ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。
- ⑫ 補助金等により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。
- ⑬ 補助金等の受領団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容や理由は妥当か。

#### (2) 団体関係

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ② 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

- ④ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ⑤ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- ⑥ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ⑦ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- ⑧ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

### **3 監査手順・実施手続**

士別市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に基づき、補助団体の所管部署から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿等により審査等を試査により実施するとともに、必要に応じて関係職員に対して説明を求めました。

### **4 監査の期間**

令和7年5月19日から令和8年1月30日まで

### **5 監査結果の概要**

今年度は、各種事業に係る補助金のうち2団体を対象として実施しましたが、その結果については、次ページ以降に記載のとおりです。

監査対象とした補助金に係る交付申請から実績報告までの事務手続きなどについては、一部に検討を要する事項がありましたので記述します。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、所管部署を通じ当該団体に対し指摘を行いましたので記述を省略します。

(1) 社会福祉法人 士別市社会福祉協議会

① 財政援助団体の事業・決算等の概要

財政援助団体の名称	社会福祉法人 士別市社会福祉協議会				
補助事業等の名称	令和6年度福祉ボランティア育成事業				
補助金額	1,526,000円	区分	事業費補助	支出額に対する補助金の割合	55.6%
所管部署	健康福祉部 地域福祉課				
事業の目的とその概要	地域福祉に関わる福祉のまちづくりを進めるため、士別市ボランティアセンターが中心となり、各種ボランティアスクールや研修会開催を通じて、誰でもボランティア活動に参加できる体制づくりや地域におけるコミュニティの形成を図ることを目的とする。				
事業期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
決算の概要	収	入	支	出	特記事項 交付申請日：令和6年4月1日 交付決定日：令和6年4月1日 実績報告日：令和7年3月31日
	自主財源	1,216,896円	消耗品費	364,992円	
	市補助金	1,526,000円	保険料	12,110円	
			賃借料	299,033円	
			車輛費	10,143円	
			謝金	467,010円	
			旅費交通費	77,190円	
			研修費	7,500円	
			印刷製本費	424,459円	
			通信運搬費	78,123円	
			会議費	円	
			広報費	21,000円	
			業務委託費	15,686円	
			手数料	2,750円	
		諸会費	2,900円		
		助成金	960,000円		
計 ①	2,742,896円	計 ②	2,742,896円		
収支差引額	① 2,742,896円 - ② 2,742,896円 = 0円				

② 財政援助団体監査に関する意見

経理簿等の諸帳簿及び預金通帳を照合した結果、収支金額・残高は正確でしたが、補助対象として計上された一部の経費のうち、懇親会費及び大会の景品代が含まれていました。これらの経費は、「補助金適正化ガイドライン」において原則として補助対象外経費とされていますので、担当部局においては経費内容の精査を十分に行うよう留意してください。

事務手続きについては、補助金等交付申請書及び交付決定通知書、事業完了後の補助事業等実績報告書に至るまで提出の遅滞はありませんでした。また、関係書類についても添付漏れはなく、各種事業における事業等効果記述書類も作成されていたことから、全体的に良好でした。

士別市社会福祉協議会が実施する福祉ボランティア育成事業は、各種ボランティアスクールや研修会開催を通じて、誰もがボランティア活動に参加できる体制の整備や地域におけるコミュニティ形成に貢献されています。本市においても、子育てや介護、生活困窮といった福祉ニーズは複雑かつ多様化しており、既存の制度のみでは十分に対応できない部分もあります。このような状況において、本事業によって人材が育成されることは、地域福祉の推進に大きく寄与するものであることから、今後も精力的に活動が展開されることを期待します。

(2) 士別市総合型地域スポーツクラブ運営委員会

① 財政援助団体の事業・決算等の概要

財政援助団体の名称	士別市総合型地域スポーツクラブ運営委員会				
補助事業等の名称	令和6年度士別市総合型地域スポーツクラブ運営事業				
補助金額	2,349,724円	区分	団体運営費補助	支出額に対する補助金の割合	93.7%
所管部署	教育委員会生涯学習部 合宿の里・スポーツ推進課				
事業の目的とその概要	会員の健全な心身を育成し、地域社会における生涯スポーツの発展に寄与することを目的とし、「各種スポーツ大会・スポーツ教室・スポーツフェスティバル等の開催」、「健康体力相談・栄養相談事業の開催」及び「指導者養成研修事業の開催」など、本クラブの目的達成に必要な事業を展開する。				
事業期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
決算の概要	収入	支出		特記事項	
	市補助金	2,349,724円	組織運営事業費	125,486円	交付申請日：令和6年5月24日
	負担金	155,000円	クラブ運営事業費	1,959,714円	交付決定日：令和6年5月24日
	参加料	5,000円	全市スポーツ交流大会事業費	108,131円	変更申請日：令和7年3月31日
	繰越金	73,389円	指導者養成事業費	96,850円	変更決定日：令和7年3月31日
	雑収入	147円	健康体力増進事業費	194,122円	実績報告日：令和7年5月9日
			学校運動部セミナー事業費	22,274円	
	計①	2,583,260円	計②	2,506,577円	
	収支差引額	① 2,583,260円	②	2,506,577円	=

② 財政援助団体監査に関する意見

経理簿等の諸帳簿及び預金通帳を照合した結果、収支金額・残高は正確でしたが、補助金の交付目的及び対象事業について確認したところ、「クラブ運営事業費」の補助審査及び活用管理の精査で一部曖昧なところがありました。

士別市総合型地域スポーツクラブ運営委員会（以下「運営委員会」）は、士別中央、多寄、上士別、温根別の地区スポーツクラブで構成され、それぞれ独自の規約や会則を定め事業を展開しています。

地区スポーツクラブの主な財源は、団体運営補助金の約8割を占める運営委員会からの「クラブ運営事業費」と自主財源の会費からなっています。「クラブ運営事業費」は、それぞれの地区で立てる年間事業の経費から自主財源などを差し引いた不足額としており、自主財源の活用方法や各事業経費のかけ方によって増減する仕組みとなっています。

地区スポーツクラブは、長年にわたりそれぞれの考えのもと、コミュニティ事業を織りまぜながら事業を展開していますが、その基準が曖昧になっているように見受けられました。

市は補助申請及び実績審査において補助対象事業を明確にするとともに、運営委員会が管理する「クラブ運営事業費」の算定や活用状況について十分に確認する必要があります。

また、「補助金適正化ガイドライン」で補助対象外としている大会事業の賞品・景品代について、スポーツ大会事業に必要な不可欠な経費として、士別市総合型地域スポーツクラブ活動補助金交付要領第2条第4号の「その他市長が必要と認める経費」を適用し、補助対象として認めています。適用範囲の設定や決裁の起案書等、根拠となる内容が確認できませんでした。他の事業との差別化を図る特例的な適用であるため、適切な事務執行を求めます。

総合型地域スポーツクラブは、スポーツ振興をとおして地域の特色を活かした事業を自主的に展開しており、地域社会における生涯スポーツの発展に寄与しています。地域人口の減少による会員や自主財源の確保など課題はありますが、高齢化が進むコミュニティの活性化にも貢献している組織でありますので、今後においても活発な活動を期待します。

## II 公の施設の指定管理者監査

### 1 監査の対象

令和6年度に指定管理者による管理が行われている施設のうち、次の施設を抽出し監査を実施しました。

公の施設の名称	指定管理者名	所管部署
士別市朝日地域交流センター	株式会社 翠月	市民部 朝日支所 地域生活課

### 2 監査の着眼点

#### (1) 所管部局関係

- ① 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠を置いているか。
- ② 指定管理者の指定は適正、公正に行われているか。
- ③ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- ④ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ⑥ 事業報告書の点検は適正になされているか。
- ⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務または管理の状況に関し報告を求め調査し、または指示を行っているか。
- ⑧ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- ⑨ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進がはたらくものとなっているか。
- ⑩ 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。また、採用していない場合は、市民サービスの向上のため利用料金制を採用する余地がないか検討がなされているか。
- ⑪ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。
- ⑫ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。

#### (2) 団体関係

- ① 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。
- ④ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- ⑤ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ⑥ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- ⑦ 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。
- ⑧ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

### 3 監査手順・実施手続

士別市監査基準(令和2年監査委員訓令第1号)に基づき、所管部署から事業報告書等の提出を求め、指定管理者と締結された基本協定書等(年度協定書を含む。)と事業報告書との突合を中心に審査を実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

### 4 監査の期間

令和7年9月8日から令和8年1月30日まで

### 5 監査結果の概要

指定管理者の管理業務等の結果については、次ページ以降に記載のとおりです。

監査対象とした施設の管理運営については、おおむね適正に行われていました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、所管部署あるいは指定管理者に対し指摘を行いましたので記述を省略いたします。

(1) 公の施設の事業・決算等の概要

令和6年度 士別市朝日地域交流センター

指定管理者名	株式会社 翠月							
所 管 部 署	市民部 朝日支所 地域生活課							
建 物 概 要	鉄筋コンクリート造一部2階建 2,782.72㎡							
施 設 概 要	朝日地域交流施設（和が舎）（客室10室、浴室（サウナ室）、食堂、休憩室） 朝日山村研修施設（客室26室、浴室、食堂、会議室）							
指定管理期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日							
指定管理者が行う業務内容	(1) 交流センターの運営及び維持管理 (2) 交流センターの利用申込みの受付等に関すること (3) 前記に掲げる業務に付随する業務							
指定管理料	区 分	協 定（当初）		協 定（変更）		実 績		
	金 額	38,621,000円		無し		38,621,000円		
	支払い条件	第1期	4月支払分	27,034,000円	4月支払分	－	令和6年4月18日支払い	27,034,000円
		第2期	10月支払分	7,724,000円	10月支払分	－	令和6年10月17日支払い	7,724,000円
第3期		3月支払分	3,863,000円	3月支払分	－	令和7年2月20日支払い	3,863,000円	
施設の維持管理	項 目	業務の主な内容				頻 度	実施年月日等	
	電気設備保全	年次点検				年1回	6月27日	
		月次点検				年6回	5/17, 7/20, 9/17 10/14, 12/3, 2/6	
	消防設備点検	日常保守管理				毎日	毎日	
		定期検査	総合点検		年1回	4月12日		
			機器点検		年2回	4月12日, 11月11日		
	地下タンク点検	燃料地下タンク保守点検				年1回	11月16日	
	ボイラー保守点検	チップ焚温水ボイラー保守点検				年3回	7/26, 11/18・19, 3/13	
		油焚温水ボイラー保守点検				年1回	2月6日	
		給湯ボイラー保守点検				年1回	2月6日	
		ばい煙測定				年2回	4月26日, 10月24日	
	自動ドア保守点検	保守点検				年3回	4/22, 8/9, 12/4, 3/25	
		故障時の緊急保守点検				必要に応じて	実施なし	
	昇降機設備点検	昇降機設備の点検				年3回	4/11, 7/11, 10/30, 1/28	
	浴場点検・管理	循環濾過装置保守点検				年2回	8月22日, 3月11・12日	
		循環配管薬品洗浄				年1回	3月11・12日	
		残留塩素測定				1日2回	毎日2回	
		浴場の水質検査（レジオネラ菌含む）				年1回	2月7日	
	放送設備	安全確認				毎日	毎日	
		故障時の緊急保守点検				必要に応じて	実施なし	
	施設・設備保守点検	保守点検				必要に応じて	必要に応じて実施	
		小破修繕				必要に応じて	小破修繕あり	
	備品保守点検	保守管理				必要に応じて	必要に応じて実施	
施設周辺の管理	駐車場及び施設周辺の除草及び清掃				毎日	毎日		
清掃業務	館内及び浴場等の日常清掃				毎日	毎日		
	台風等災害後の清掃				必要に応じて	実施なし		
一般廃棄物処理	ゴミ収集				週3回	週3回必要に応じて		
警備業務	職員勤務時間外は宿直員による警備				毎日	毎日		

(単位：円) ※ 消費税抜き金額

科 目		令和6年度決算	令和6年度予算時
取 入	指定管理料	35,110,001	35,110,000
	利用料金収入	36,509,183	39,503,000
	山村研修施設料金	10,664,685	11,900,000
	和が舎 入浴料金	4,285,297	4,125,000
	和が舎 宿泊料金	8,031,049	9,869,000
	食事料金(宿泊食事、宴会)	13,528,152	13,609,000
	その他収入(売店収入等)	565,738	639,000
	自販機	261,380	189,000
	売店	268,918	420,000
	貸室、コピー代	35,440	30,000
雑収入	0	0	
受取利息	6,501	0	
計 ①	72,191,423	75,252,000	
支 出	人件費	33,740,167	34,908,000
	給料手当(施設長、社員3人、パート15人)	28,427,743	30,906,000
	法定福利費	5,043,681	4,002,000
	福利厚生費	268,743	0
	食材費	11,798,584	12,248,000
	旅費交通費	0	40,000
	売店仕入	200,510	357,000
	通信費	585,233	733,000
	水道光熱費(重油、プロパン、チップ、電気、上下水道)	15,471,731	16,555,000
	接待交際費	4,637	0
	広告宣伝費(広告掲載)	54,637	40,000
	消耗品費(アメニティ用品、洗剤ほか)	1,138,576	1,345,000
	図書教育費(新聞)	87,328	75,000
	支払手数料(決算手数料、振込手数料、カード決済手数料ほか)	427,929	219,000
	諸会費(食品衛生協会、商工会ほか)	71,200	70,000
	賃借料(スキーワックス用プレハブ)	85,300	349,000
	支払保険料(受託物賠償責任)	96,590	48,000
	修繕料(小破修繕)	55,000	400,000
	事務用消耗品費(コピー機トナーほか)	336,668	128,000
	衛生費(クリーニングほか)	1,943,025	1,930,000
	事務分担料	1,980,000	1,800,000
	業務委託費(保守・点検業務)	2,954,391	3,299,000
	雑費(廃棄物)	872,562	682,000
租税公課(印紙ほか)	24,590	26,000	
計 ②	71,928,658	75,252,000	
収支差引額(①-②)	262,765	0	

利用状況等の年度別実績

※ 実績額は消費税抜き金額

	開館日数 (日)	利用人数					指定管理料 (収入) (円)	利用料金・その他 (収入) (円)	費用等 (支出) (円)	収支差引 (円)
		宿泊		食事		入浴施設				
		地域交流施設 (和が舎)	山村研修施設	地域交流施設 (和が舎)	山村研修施設					
令和4年度	365	1,519	4,407	1,740	12,056	11,075	36,196,122	29,835,700	63,855,094	2,176,728
令和5年度	366	1,654	6,735	1,728	18,445	12,664	37,681,001	40,047,855	75,444,915	2,283,941
令和6年度	365	1,627	4,938	1,632	13,277	12,736	35,110,001	37,081,422	71,928,658	262,765

## (2) 公の施設の指定管理者監査に関する意見

基本協定書に基づく管理運営については、おおむね適正に行われていました。また、経理簿等の諸帳簿及び預貯金を照合した結果、収支金額・残高は正確でした。

本市の指定管理においては、本協定を含め余剰金の取り扱いについて明確な規定を設けていない協定が見受けられます。「土別市指定管理者制度運用ガイドライン」では、余剰金は公の施設の管理運営業務（自主事業を含む）から生じた利益であることに鑑み、その一部を指定管理費の引き下げや施設や市民サービスのための投資、利益の一定割合の納付など、還元する仕組みについて検討することと定められており、還元する仕組みを導入する場合は、事前に受任者と条件等について協議し、その内容を協定書に規定することとしています。

公の施設は住民の福祉増進が目的であり、余剰金もその目的達成のために使用されるべきという考え方がある一方で、指定管理者による経営努力の成果でもあり、指定管理者の自主的な経営努力を促すインセンティブを機能させるために指定管理者が得るべきものという考え方もあります。

本基本協定の余剰金の取扱いは、基本協定第8条で「余剰金が発生した場合、受任者が得ることができるものとする。」とし、ただし書きにおいて「過大な余剰金が発生した場合、双方協議により当該余剰金のうち委任者に納付すべき額又はその他の目的に充てるべき額を定めることができる。」としています。

令和6年度決算の余剰金は26万2,765円で、過大とはいえない額と判断しますが、そもそも基本協定第8条のただし書きで示す「過大な余剰金」や「その他の目的に充てる」ことに明確な取り決めが無く、余剰金の取り扱いが曖昧な状況にあると考えます。公共施設は限られた財源の中で効率的な施設運営が求められますので、効果的かつ透明性の確保からも、将来的には利益を分配するプロフィットシェアリングなども視野に入れる必要があると考えます。

次に施設の利用状況については、スキージャンプ台の改修工事の影響で、ジャンプ競技の大会や合宿での利用が減少したことなどにより、山村研修施設の宿泊人数は昨年度に比べ減少しています。地域交流施設（和が舎）についても、改修工事に携わる業者の利用などもあり昨年度並となっていますが、令和6年度の宿泊総人数は6,565人で、コロナ禍前の平成30年度実績1万235人には至っていない状況です。

施設の利用促進については、本施設利用の中心である合宿者へのサービスに力を入れており、隣接する朝日農業者トレーニングセンター（体育施設）の利用調整や、食事面でのサポートなど、指定管理者によるサービスの向上が図られています。また、入浴施設の利用は年々微増しており、誕生日・シニアデーや父の日・母の日イベント、お得な回数券の販売など、市民サービスの向上にも取り組んでいます。

今後においても施設の利用促進に向け、新たなスポーツ競技合宿者の掘り起こしや市民サービスイベントなど、施設活用を促す取り組みを継続するよう期待します。

## Ⅲ 出資団体監査

### 1 監査の対象

令和6年度までに士別市が資本金または基本財産を出資あるいは出捐している団体のうち、「まちづくり士別株式会社」を抽出し監査を実施しました。

出資団体	出資額及び出資比率	所管部署
まちづくり士別株式会社	6,000,000円（出資比率66.7%）	経済部 商工労働観光課

### 2 監査の着眼点

#### (1) 所管部局関係

- ① 出資目的及び出資金額は妥当か。
- ② 出資金等の支出手続きは適正か。
- ③ 株式または出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- ④ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- ⑤ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。
- ⑥ 増・減資等はあるか。また、配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。
- ⑦ 有価証券の保管は良好か。

#### (2) 団体関係

- ① 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- ② 出資が有効に生かされ、市民の福祉の増進につながっているか。受益者負担は適切か。定款に沿って事業運営が行われ、有効性達成を阻害する要因を把握し、社会経済情勢の変化に対応しているか。
- ③ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ④ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ⑤ 経営成績及び財政状態は良好か。
- ⑥ 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。
- ⑦ 経理・庶務事務は適正に行われているか。
- ⑧ 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。
- ⑨ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- ⑩ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か。
- ⑪ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
- ⑫ 団体の機関は有効に機能しているか。
- ⑬ 今後の有効な事業運営の見込みは適切か。中長期経営計画の策定状況、保有施設の改修計画と財源確保状況、借入金の返済財源と今後の返済見込みは適切か。

### 3 監査手順・実施手続

士別市監査基準(令和2年監査委員訓令第1号)に基づき、「まちづくり士別株式会社」が作成した事業報告書及び決算書等の提出を求め、関係諸帳簿等により試査による審査等を実施するとともに、所管部署への説明聴取や実地調査を実施しました。

## 4 監査の期間

令和7年9月8日から令和8年1月30日まで

## 5 監査結果の概要

まちづくり士別株式会社（以下「まちづくり会社」）を監査した結果については、次に記載のとおりです。

会社の会計処理等については、おおむね適正に処理されていると認められました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、所管部署を通じ指導しましたので記述を省略いたします。

### (1) 出資団体の概要

#### ① 出資団体の設立目的

中心市街地の活性化とにぎわい創出、観光をはじめとした地域情報の発信等の拠点施設である「まちなか交流プラザ」に関し、施設の整備及び運営主体を担うことを目的として設立。

#### ② 事業内容

- ・士別市等受託事業（ふるさと納税収納等業務、観光振興業務、移住ナビデスク業務 ほか）
- ・道の駅運営事業（特産品販売、屋外飲食販売、通信販売 ほか）
- ・地域情報発信事業（イベント開催、チャレンジショップ、屋外テナント販売 ほか）
- ・その他（新商品開発、オンラインショップ開設事業、広告宣伝事業 ほか）

#### ③ 資本金

9,000,000円（うち士別市出資額6,000,000円、出資比率66.7%）

#### ④ 役員数及び職員数（令和7年3月末日現在）

取締役7名、監査役2名、職員12名（パート職員含む）

### (2) 事業実績及び決算状況

#### ① 事業実績

（単位：円）

科 目	令和6年度（第7期）	令和5年度（第6期）	増 減
	収入額	収入額	
委託事業収入	70,819,343	47,206,378	23,612,965
ふるさと納税	59,687,888	35,815,078	23,872,810
観光振興	5,698,000	5,698,000	0
観光協会事務	987,955	1,360,000	△ 372,045
フォークスタンプ協同組合事務	360,000	360,000	0
中心商店街振興組合	230,000	230,000	0
移住定住	3,855,500	3,743,300	112,200
事業収入	1,599,074	1,819,485	△ 220,411
直売所・自動販売機	1,255,429	1,470,966	△ 215,537
その他	343,645	348,519	△ 4,874
アンテナショップ	106,097,979	93,772,448	12,325,531
賃貸料収入	6,394,680	5,417,680	977,000
武士テナント料	6,291,000	5,314,000	977,000
その他	103,680	103,680	0
営業外収入	6,537,357	6,934,098	△ 396,741
士別市負担金	6,254,000	6,661,000	△ 407,000
その他	283,357	273,098	10,259
合 計	191,448,433	155,150,089	36,298,344

## ② 比較貸借対照表

(単位：円、%)

科 目	令和 6 年度 (第 7 期)	令和 5 年度 (第 6 期)	増減額	増減率
<b>【資産の部】</b>				
流動資産	25,954,416	20,145,309	5,809,107	28.8
現金及び預金	8,016,858	5,648,448	2,368,410	41.9
売掛金	1,375,999	1,050,279	325,720	31.0
棚卸資産	6,778,028	5,127,277	1,650,751	32.2
商品	6,778,028	5,127,277	1,650,751	32.2
未収入金	9,718,531	8,254,305	1,464,226	17.7
立替金	65,000	65,000	0	-
固定資産	11,765,685	12,762,369	△ 996,684	△ 7.8
有形固定資産	11,740,185	12,736,869	△ 996,684	△ 7.8
建物	1,487,919	1,703,614	△ 215,695	△ 12.7
構築物	355,096	387,597	△ 32,501	△ 8.4
車両運搬具	1	312,411	△ 312,410	△ 100.0
工具、器具及び備品	6,322,000	6,779,911	△ 457,911	△ 6.8
一括償却資産	148,168	126,335	21,833	17.3
土地	3,427,001	3,427,001	0	-
投資その他の資産	25,500	25,500	0	-
出資金	25,500	25,500	0	-
資産合計	37,720,101	32,907,678	4,812,423	14.6
<b>【負債の部】</b>				
流動負債	12,280,705	9,903,573	2,377,132	24.0
未払金	10,443,096	6,746,731	3,696,365	54.8
未払法人税等	80,000	80,000	0	-
未払消費税等	1,590,400	2,802,800	△ 1,212,400	△ 43.3
預り金	157,800	274,042	△ 116,242	△ 42.4
仮受金	9,409	0	9,409	皆増
固定負債	2,391,000	2,031,000	360,000	17.7
長期預り金	951,000	951,000	0	-
退職給付引当金	1,440,000	1,080,000	360,000	33.3
負債合計	14,671,705	11,934,573	2,737,132	22.9
<b>【純資産の部】</b>				
株主資本	23,048,396	20,973,105	2,075,291	9.9
資本金	9,000,000	9,000,000	0	-
利益剰余金	14,048,396	11,973,105	2,075,291	17.3
繰越利益剰余金	14,048,396	11,973,105	2,075,291	17.3
純資産合計	23,048,396	20,973,105	2,075,291	9.9
負債・純資産合計	37,720,101	32,907,678	4,812,423	14.6

## ③ 比較損益計算書

(単位：円、%)

科 目	令和6年度 (第7期)	令和5年度 (第6期)	増減額	増減率
I 売上高	184,911,076	148,215,991	36,695,085	24.8
委託事業収入	70,819,343	47,206,378	23,612,965	50.0
事業収入	1,599,074	1,819,485	△ 220,411	△ 12.1
アンテナショップ	106,097,979	93,772,448	12,325,531	13.1
賃貸料収入	6,394,680	5,417,680	977,000	18.0
II 売上原価	113,578,774	97,087,486	16,491,288	17.0
期首棚卸高	5,127,277	6,179,835	△ 1,052,558	△ 17.0
商品仕入高	115,229,525	96,034,928	19,194,597	20.0
期末棚卸高	6,778,028	5,127,277	1,650,751	32.2
売上総利益 (△売上総損失)	71,332,302	51,128,505	20,203,797	39.5
III 販売及び一般管理費	75,714,368	59,716,215	15,998,153	26.8
広告宣伝費	2,163,026	2,174,014	△ 10,988	△ 0.5
運賃	8,867,714	1,871,693	6,996,021	373.8
役員報酬	4,905,000	0	4,905,000	皆増
給料手当	12,473,372	16,108,299	△ 3,634,927	△ 22.6
賞与	1,096,000	1,103,700	△ 7,700	△ 0.7
法定福利費	2,196,232	2,196,971	△ 739	0.0
福利厚生費	317,760	232,770	84,990	36.5
退職給付費用	360,000	360,000	0	-
減価償却費	2,844,684	4,084,374	△ 1,239,690	△ 30.4
事務用消耗品費	1,148,510	1,168,388	△ 19,878	△ 1.7
通信費	370,967	442,326	△ 71,359	△ 16.1
水道光熱費	6,492,447	5,765,779	726,668	12.6
租税公課	3,816,900	3,695,700	121,200	3.3
寄付金	15,000	15,000	0	-
保険料	1,150,150	1,147,527	2,623	0.2
消耗品費	2,174,685	2,158,436	16,249	0.8
管理諸費	8,095,163	6,599,745	1,495,418	22.7
支払手数料	16,443,465	9,403,954	7,039,511	74.9
車両関連費	314,405	768,243	△ 453,838	△ 59.1
旅費交通費	184,528	143,416	41,112	28.7
負担金	284,360	275,880	8,480	3.1
営業利益 (△営業損失)	△ 4,382,066	△ 8,587,710	4,205,644	△ 49.0
IV 営業外収益	6,537,357	6,934,098	△ 396,741	△ 5.7
受取利息	16,467	190	16,277	8,566.8
中心商店街活性化事業負担金	6,254,000	6,661,000	△ 407,000	△ 6.1
受取配当金	160	160	0	-
雑収入	266,730	272,748	△ 6,018	△ 2.2
V 営業外費用	0	7,865	△ 7,865	皆減
雑損失	0	7,865	△ 7,865	皆減
経常利益 (△経常損失)	2,155,291	△ 1,661,477	3,816,768	△ 229.7

(単位：円、%)

科 目	令和6年度 (第7期)	令和5年度 (第6期)	増減額	増減率
VI 特別利益	0	0	0	-
VII 特別損失	0	0	0	-
税引前当期純利益 (△税引前当期純損失)	2,155,291	△ 1,661,477	3,816,768	△ 229.7
法人税、住民税及び事業税	80,000	80,000	0	-
当期純利益 (△当期純損失)	2,075,291	△ 1,741,477	3,816,768	△ 219.2

## ④ 決算状況の推移 (3か年)

(単位：円、%)

区 分	令和6年度 (第7期)			令和5年度 (第6期)			令和4年度 (第5期)
	決算額	対前年度増減	増減率	決算額	対前年度増減	増減率	決算額
売 上 高	184,911,076	36,695,085	24.8	148,215,991	11,348,259	8.3	136,867,732
売 上 原 価	113,578,774	16,491,288	17.0	97,087,486	6,368,554	7.0	90,718,932
当 期 純 利 益 (△当期純損失)	2,075,291	3,816,768	△ 219.2	△ 1,741,477	552,845	△ 24.1	△ 2,294,322
繰越利益剰余金	14,048,396	2,075,291	17.3	11,973,105	△ 1,741,477	△ 12.7	13,714,582

※①～④の表は、いずれも会社の決算報告書から抜粋したものである。

### (3) 出資団体監査に関する意見

まちづくり会社における経理事務については、現金や預金通帳の管理、証拠書類等の保管、支出処理の確認体制など、おおむね適正に行われているものと認められました。

まちづくり会社は、当初、中心市街地の活性化やまちなかのにぎわい創出、地域情報の発信を目的とした施設「まちなか交流プラザ」の管理・運営を行うため、士別市、士別商工会議所、サフォークスタンプ協同組合、士別市中心商店街振興組合からの出資を受け、本市の第三セクターとして平成31年3月に設立されました。

令和6年度（第7期）決算においては、当期純利益が207万5,291円と、令和5年度（第6期）決算と比較し381万6,768円の増となり、まちづくり会社設立以降初めての黒字決算となりました。これは、市からの受託業務である、ふるさと納税の寄附金額が増加したことや、アンテナショップの売上増加などが、主な要因となっています。

全体の収入は1億9,144万円であり、そのうち市からの受託業務及び負担金収入は7,549万円と全体の約4割となっています。業務受託料のうち、大きな割合を占めるふるさと納税については、令和6年度の寄附件数が4,795件、寄附金額は1億2,033万9,900円と過去最高を記録し、令和7年度も好調な状況が続いています。寄附金額の増加に伴って、市からの委託料も当初から2,593万円増額となりました。

一方、まちづくり会社が運営する道の駅「羊のまち 侍・しべつ」の来館者数については、6年度は26万6,578人と、5年度と比較し7,082人減少となり、令和3年のオープン以降減少傾向が続いています。集客に向けては、SNSによる情報発信や、道の駅まつり、市や商店街との共催イベントのほか、ラム串を含む屋外テントでの飲食販売など積極的に取り組みを進めていますが、将来的に高速道路の「士別剣淵ICから名寄IC」間の延伸等も見据えた来館者数の維持、増加に向けた対策が求められます。

現在、まちづくり会社は道の駅の管理・運営や、市を含む各出資団体からの受託業務のほか、地域情報の発信にかかるイベントの開催など多くの事業を担い、今後も、中心市街地の活性化や雇用の確保、公共性、公益性が高い事業の実施など、観光振興やまちづくりの拠点としての役割が期待されています。

しかし、その一方で市からの業務受託料や負担金が経常収益の多くを占めるため、経営が悪化した場合には、市の財政に影響を及ぼすことが懸念されます。また、将来的に、道の駅施設の老朽化に伴って発生する改修費、再整備費用についても検討していかなければなりません。

このことから、今後においても、まちづくり会社としての「稼ぐ力」の向上を図り、財政基盤の強化に努めることが重要であると考えます。

市では、令和8年度から令和15年度までの8年間で計画期間として、「第2次士別市観光振興基本計画」が策定され、道の駅を拠点とした新たな施策が予定されています。今後も、各出資団体、関係機関と連携を密に行うなかで、中心市街地の活性化やにぎわいを創出するとともに、収益増加に向けた事業展開に努め、「目的地として選ばれるまち」の実現に向けた取り組みに一層期待するものです。